

岩手県告示第121号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第9条第1項の規定により北上市長から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成26年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社コメリ
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）コメリパワー北上店 北上市藤沢15地割121番2ほか
- 3 北上市長から聴取した意見の概要 新設予定地周辺の交通渋滞発生を回避する措置を講じること。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成26年2月21日から同年3月21日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに北上市役所、花巻市役所、奥州市役所、西和賀町役場及び金ヶ崎町役場